

川崎市学校事故等詳細調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置する川崎市学校事故等詳細調査委員会（以下「詳細調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、条例に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 詳細調査委員会の行う事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校事故対応に関する指針に基づく詳細調査に関すること。
- (2) 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針に基づく詳細調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(臨時委員)

第3条 条例第4条第3項の臨時委員は、詳細調査委員会が必要と認めるとき、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 事故、事件等ごとに委嘱する臨時委員は、調査対象となる当該事故、事件等の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

(部会)

第4条 部会において調査審議した事項については、部会の決議をもって詳細調査委員会の決議とする。

(報告等)

第5条 詳細調査委員会及び部会は、報告書により調査結果を教育委員会へ報

告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時かつ適切に教育委員会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 会長及び部会長は、委員会及び部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び臨時委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 詳細調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、詳細調査委員会の組織及び運営に必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部指導課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月4日から施行する。